

## 道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年4月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年4月13日から令和8年4月27日まで一般の縦覧に供します。

令和8年4月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道		
路線名	供用開始の区間	備考
尻手黒川線 (IV)	川崎市麻生区王禅寺西3丁目2456番179先	
	川崎市麻生区王禅寺西3丁目2462番13先	